

稲城市消防本部予防事務審査基準

平成6年11月10日

改正 平成10年10月1日
平成11年7月1日
平成12年3月15日
平成16年1月1日
令和2年6月1日（令和2年5月21日 消防長決裁）

目次

- 第1 総則
- 第2 消防用設備等技術基準等
- 第3 一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合の届出等

第1 総則

1 趣旨

稲城市消防本部予防事務審査基準として、消防用設備等技術基準等について、必要な事項を定めるものとする。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）をいう。
- (3) 省令とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）をいう。
- (4) 法令基準とは、次に係る法令による事項
 - ア 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
 - イ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
 - ウ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- (5) 指導基準とは、当本部が消防機関として有する過去の火災事故事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、都市部の密集性や防火対象物の用途特性から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

第2 消防用設備等技術基準等

1 スプリンクラー設備

省令第 14 条第 1 項第 6 号ロに規定する送水口の結合金具は、差込式のものとすること。（法令基準）

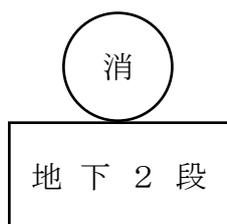
2 粉末消火設備（移動式）

上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のものの地下部分（地下 2 段までのものに限る。）に設ける放射口、配管等には、次の表示をすること。（指導基準）

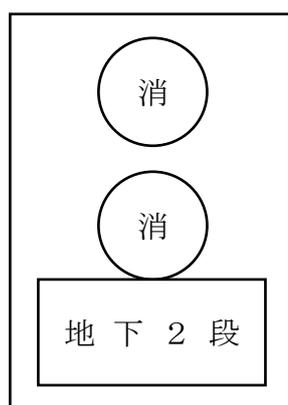
- (1) 地下 1 段部分の放射口



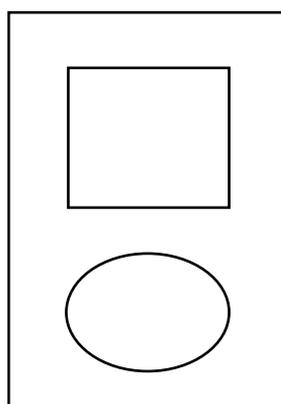
(2) 地下2段部分の放射口、配管等



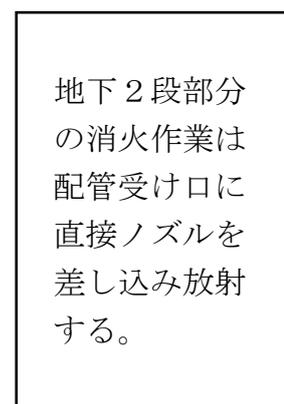
(3) 地下1段及び地下2段部分の放射口、配管等が同一の場所に設けられている場合



蓋が閉鎖状態



蓋が開放状態



蓋裏面

3 非常警報設備

共同住宅等において、音響装置の音圧は、原則として、居室で 60 デシベル以上の音圧を確保できるよう配慮すること。(指導基準)

4 避難器具

避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、外向きに降下するように設置すること。(指導基準)

5 連結送水管

(1) 省令第 31 条第 3 号に規定する送水口及び放水口の結合金具は、差込式のものとする。こと。(法令基準)

(2) 地階を除く階数が 11 以上又は床面の高さが地盤面から 31 メートルを超える各階(以下この項において「高層階等」という。)に設ける放水用器具は、長さ 20 メートルの呼称 40 のホース(耐圧 16 キロ) 2 本を格納箱に格納しておくこと。この場合、ホース又は放水口に媒介金具(呼称 40 のホースと呼称 65 の放水口が結合できる金具をいう。)を結合し、ホースを放水口に接続できるようにしておくこと。(法令基準及び指導基準)

(3) 高層階等以外に設ける配管等は、次によること。(指導基準)

- ア 配管内には、補助用高架水槽を用いて常時充水しておくこと。この場合、補助用高架水槽から主管までの管は、呼び径 50 ミリメートル以上とすること。
- イ 配管内に充水する補助用高架水槽は次によること。
- (ア) 補助用高架水槽の材質は、原則として鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。
- なお、次の全てに適合する外気に面する屋上等の場所に設ける場合、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（FRP 製）にすることができる。
- a 高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離が 5 メートル以上離れていること。
- b 周囲に可燃物等がないこと。
- (イ) 補助用高架水槽を他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。
- (ウ) 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。
- (エ) 補助用高架水槽の有効水量は、0.5 立方メートル以上（呼び径 25 ミリメートル以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合は、0.2 立方メートル以上）とすること。

6 任意設置された消防用設備等の点検及び報告

任意に設置された消防用設備等について、法第 17 条の 3 の 3 に準じて点検を実施し報告すること。（指導基準）

第 3 一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合の届出等

- 1 防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者は、当該防火対象物又はその部分の一時的な使用を開始する日の 7 日前までに、別に定めるところによりその旨を消防署長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出には、防火対象物の所在、一時的な用途及び使用形態、使用期間、収容人員、避難施設その他当該防火対象物又はその部分の使用に関して防火、避難の管理並びに消防活動に必要な事項を記載した図書で別に定めるものを添付しなければならない。
- 3 稲城市火災予防条例（昭和 45 年稲城市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 56 条第 3 項及び第 56 条の 2 第 3 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

4 条例第 56 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

以上

稲城市消防本部予防事務審査基準の一部を改正する基準

稲城市消防本部予防事務審査基準（平成 6 年 11 月 10 日消防長決裁）の一部を次のように改正する。

別表旧欄に掲げる規定を同表新欄に掲げる規定のように改める。

付 則

この基準は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。